

2026年度

事業計画書

自 2026年4月1日

至 2027年3月31日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

(法人番号 1010405009403)

<b>2026 年度事業計画概要</b> .....	1
<b>1 プライバシーマーク制度の運用</b> .....	3
(1) 普及促進活動の拡充.....	3
(2) 審査員報酬・プライバシーマーク取得に係る料金の見直し.....	4
(3) 地方公共団体への取り組み.....	4
(4) 制度運用の基盤強化、効率化、デジタル化.....	4
(5) 個人情報保護法の3年ごと見直しに伴う制度運用の見直し.....	5
<b>2 認定個人情報保護団体の活動</b> .....	5
<b>3 デジタルトラストの推進</b> .....	5
(1) 電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関業務等.....	5
(2) JIPDEC トラステッド・サービス登録.....	5
(3) 標準企業コード等の登録管理.....	6
<b>4 セキュリティマネジメントの推進</b> .....	6
<b>5 次世代情報の利活用に関する調査研究</b> .....	6
(1) ブロックチェーンに関する国際標準化支援.....	7
(2) メタバースの国際標準化に関する調査研究.....	7
(3) 特定個人情報保護評価等自治体や民間企業の個人情報保護の取り組みに関する調査研究..	7
(4) デジタルガバナンスに関する調査研究.....	7
<b>6 協会広報を通じた認知度向上</b> .....	8

## 2026 年度事業計画概要

近年、生成 AI をはじめとする人工知能技術の急速な進化により、デジタル化は社会の仕組み等を根本から変える新たな価値を創出している一方で、データの安全性確保や個人情報保護に対する社会的要請は、これまで以上に高まっている。2025 年、ランサムウェアに感染した企業・組織が多く確認され、取引先を含むサプライチェーン全体に深刻な影響を及ぼした。さらに、株式会社東京商工リサーチの調査によると、2025 年に上場企業とその子会社が公表した個人情報の漏えい・紛失事故は 180 件(2024 年比 4.7%減)、3,063 万 6,910 人分(同 93.1%増)であり、事故件数は 2021 年から 4 年連続で過去最多だった 2024 年を 9 件下回ったが、漏えい・紛失人数は、前年の約 2 倍と大幅に増加した。

また、政府は個人情報保護法の 3 年ごと見直しを進めており、法令遵守の実行性確保のための課徴金制度のほか、生体情報やこどものデータ保護、第三者提供の在り方、AI やデータ利活用への対応等、国際的な動向や情報通信技術の進化を踏まえて、個人情報の保護と利活用のバランスを取る方向で検討を進めている。

このような中、当協会においては 2023 年度に個人情報等に関する重大な事故を起こしたことを重く受け止め、二度と事故を起こさないよう 2026 年度においても協会全体のセキュリティ強化を継続し、信頼回復のための再発防止策に引き続き取り組んでいく。また、社会から信頼される組織として中立・公平な立場を堅持し、これまでに培ってきた個人情報保護やトラスト基盤整備等に関する実績を活かしながら、多様なステークホルダーと連携し、プライバシーマーク制度や JIPDEC トラストッド・サービス登録等を推進し、誰もが安心して参加できる安全なデジタル社会の実現に貢献する。

- ・ プライバシーマーク制度の運用

2026 年 1 月末日時点のプライバシーマークの付与事業者(以下、「付与事業者」という。)は、新規付与事業者の伸び悩み及び中止事業者の増加により 17,781 社(2025 年 1 月末日時点 17,750 社、対前年度比+31 社、100.2%)に留まっている。こうした状況を踏まえ、新規付与事業者獲得に向け、プライバシーマークの認知度向上活動を継続するとともに、新たな観点によりターゲットを絞った普及促進活動等を実施する。他方、更新手続きが不明なこと等を理由に中止する事業者に対しては、更新時期の連絡等にとどまらず、プッシュ型の支援アプローチを積極的に行い、継続意欲の向上を図る等の取り組みを行う。

次に、審査員の待遇改善及び事業者向けサービスの向上を目的とする料金の見直しについては、2025 年 10 月に公表し、2026 年 10 月申請分より適用する。

また、地方公共団体を対象としたプライバシーマーク制度について、2027 年度の運用開始に向けて制度構築に取り組む。

さらに、引き続き事業者の利便性向上および業務効率化を目的として、当協会のプライバシーマークのオンライン申請等を他の 19 の指定審査機関でも利用できるよう拡大する等、デジタル化の推進に取り組むとともに、デジタル化による審査作業の効率化や研修機関と連携した審査員の安定的な確保等についても計画的に取り組む。

そのほか、個人情報保護法の 3 年ごと見直しによる法改正を踏まえた審査基準改訂に係る検討を行う。

- ・ 認定個人情報保護団体の活動  
認定個人情報保護団体対象事業者に対して、個人情報に係る事故や苦情相談への対応及び情報提供等を行う。また、アジア太平洋経済協力(APEC)及び Global CBPR フォーラムの越境プライバシールール(CBPR)システムのアカウンタビリティ・エージェント(AA)の認定を受け、CBPRシステム認証事業を引き続き推進する。
- ・ デジタルトラストの推進  
わが国のデジタルトラスト基盤の実現に貢献するため、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関業務を適切に実施する。また、電子証明書を発行する認証局、電子証明書取扱業務、リモート署名サービス、電子契約サービス等を対象とする JIPDEC トラストッド・サービス登録を推進する。
- ・ セキュリティマネジメントの推進  
一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(ISMS-AC)との連携の下で、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)や AIMS(AI マネジメントシステム)等の普及啓発、国際標準化等に取り組む。
- ・ 次世代情報の利活用に関する調査研究  
政府は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、「制度・業務・システムの三位一体」の取り組みによる「デジタル化のメリットを実感できる分野を着実に増やす方向性」を掲げている。当協会は、その社会実装に向けて必要となるルール、ガバナンス、標準化等に関する国内外の動向等を調査し、産学官を交えた検討の取りまとめを行う。

## 1 プライバシーマーク制度の運用

プライバシーマーク制度は、個人情報保護の管理体制の構築や運用が適切に行われていると評価された事業者に、その証としてプライバシーマークを付与する制度である。昨今、新規取得事業者が伸び悩む(2023年度870件、2024年度871件、2025年度1月末日現在660件(前年同期比92.8%))中、事業再編や他認証制度への切り替え等による中止事業者の増加(中止事業者数：2023年度669件、2024年度759件、2025年度1月末日現在672件(前年同期比104.7%))により、プライバシーマークの付与事業者は、2026年1月末日現在17,781社とほぼ前年度同時期並み(2025年1月末日時点17,750社、前年同期比+31社、100.2%)の水準に留まっている。こうした状況を踏まえ、新規付与事業者獲得に向け、プライバシーマークの認知度向上活動を継続するとともに、新たな観点によりターゲットを絞った普及促進活動等を実施する。また、更新手続きが不明なこと等を理由に中止する事業者に対しては、更新時期の連絡等にとどまらず、プッシュ型の支援アプローチを積極的に行い、継続意欲の向上を図る等の取り組みを行う。

次に、制度発足時より実質的に据え置いてきた審査員報酬を約10%上げて審査員の待遇改善を図ることや、システム化の推進等による事業者の利便性向上を目的とする料金の見直しについては、2025年10月に公表し、2026年10月申請分より適用することとしている。

また、地方公共団体を対象としたプライバシーマーク制度について、地方公共団体の協力を得て試行運用を実施し、その結果を踏まえ2027年度の運用開始に向けて制度構築に取り組む。なお、地方公共団体向けプライバシーマーク制度の検討で得た知見を活かし、民間事業者を対象とした部門認証制度の導入の検討を進める。

さらに、急速なデジタル化の進展等プライバシーマークを取り巻く環境が大きく変化する中、内部事務の電子化等による合理化や、他の19の指定審査機関でもオンライン申請を利用できるよう拡大する等、電子データを利用した審査作業の見直しやAIを活用した申請書類のチェック等による効率化等、デジタル化を推進する。

そのほか、個人情報保護法の3年ごと見直しによる法改正を踏まえた審査基準改訂に係る検討を行う。また、シルバー人材や女性の活躍の場として研修機関と連携した取り組みによる審査員の安定的な確保等を行う。

加えて、2023年度に発生した審査関連資料の漏えいに関して、当協会としてこれまで審査員の審査業務における十分なセキュリティ環境の構築及び徹底した管理監督を行ってきたが、2026年度も引き続きセキュリティ対策及び審査員の管理監督に万全を期する。

### (1) 普及促進活動の拡充

プライバシーマーク制度の更なる認知度・満足度向上を目指し、Web広告出稿やビジネス誌・経営層向け媒体とのタイアップ記事等の取り組み、動画作成等を継続し、個人情報保護の重要性や制度に関する情報を発信していく。

2026年度は、2025年度から開始したターゲットを絞った普及促進活動(個人情報の取扱いを経営課題として重視している業界や事業者の相談先である土業等)を継続するとともに、個人情報保護法の改正等を踏まえた活動を行う。

具体的には、プライバシーマークを知らない経営者層へのアプローチを継続するとともに、スタートアップ企業や個人情報保護を経営課題としている業界(学校等)に対し個別のアプローチを行い、各種イベントやセミナーの共催活動等を通じ、普及促進活動を行う。

付与事業者に対しては、社会問題化している不正アクセス対策や個人情報保護法の改正により求められる対応方法の紹介等を通じて時宜を得た情報発信を行う。また、更新時期を迎えた付与事業者の中には更新手続きに必要な提出書類の見直し(法改正や事業内容の変更への対応等)の負担感や、担当者の異動に伴い手続きフローが不明なことを理由に中止に至る事業者が一定数存在する。こうした付与事業者に対しては、従来実施していたプライバシーマーク更新時期の案内に加え、比較的中止率の高い、更新1回目、2回目の付与事業者を対象にプッシュ型の支援アプローチ(架電やメール等による直接支援)を積極的に行い、継続のハードルを下げる取り組みを行う。

また、Webサイトの安定運用・保守に加え、機会損失の原因を洗い出すためWebサイトの評価分析を実施する。

## (2) 審査員報酬・プライバシーマーク取得に係る料金の見直し

制度発足時より実質的に据え置いてきた審査員報酬を約10%上げて審査員の待遇改善を図ることや、プライバシーマークの申請や各種報告等のオンライン化等事業者向けサービスの向上を目的とする料金の見直しについては、2025年10月に公表し、2026年10月申請分より適用することとしている。小規模の事業者には付与登録料を据え置く等一定程度の配慮をしつつ、原則、約10%の引上げ(小規模の事業者は約6.5%の引上げ)を予定している。なお、料金の見直しによる駆け込み申請に対応するため、適切な体制を確保する。

## (3) 地方公共団体への取り組み

地方公共団体は大量の個人情報を日々取扱っており、個人情報の管理、運用は極めて重要である。また、令和3年の個人情報保護法改正(地方公共団体に係る部分は令和5年4月施行)により地方公共団体も民間事業者と同様にその適用を受けることとなった。

当協会は、民間事業者を対象としたプライバシーマーク制度の知見を活かし、地方公共団体が個人情報を適切に管理するためのPMS(個人情報保護マネジメントシステム)を構築し運用できるよう地方公共団体向けプライバシーマーク制度を新設する。2026年度は2027年度の運用開始に向けて地方公共団体の協力を得て試行等を行う。

なお、地方公共団体向けプライバシーマーク制度は部門認証を前提とした制度として検討しており、当該検討結果を現行のプライバシーマーク制度に還元し、民間事業者を対象とした部門認証制度の導入について検討を行う。

## (4) 制度運用の基盤強化、効率化、デジタル化

これまで、事業者等の利便性向上および業務効率化等を目的にデジタル化を進め、その一環として、2024年度のプライバシーマークポータルサイトのリリース(2024年5月)を皮切りに、2024年10月には、プライバシーマークの申請や個人情報の漏えい等の事故報告をオンライン化した。

2025年度は、申請料等の請求書のデジタル化や審査機関ポータルサイトのリリースを行った。

2026年度は、デジタル化・オンライン化した機能を安定稼働させるとともにプライバシーマークポータルサイトを活用することにより、19の指定審査機関に当協会と同様のオンライン申請等ができるシステムを構築するほか、審査員登録業務の電子化、オンライン申請やAIの活用を踏まえた審査作業の効率化等、更なる利便性向上や業務の効率化を実現する。

## (5) 個人情報保護法の3年ごと見直しに伴う制度運用の見直し

個人情報の利活用がますます拡大する中、新たな法規制への対応、AIの活用などの技術革新等による取扱い実態の変化を踏まえた審査が求められる。

2026年度は個人情報保護法の3年ごと見直しによる法改正が見込まれており、改正内容の中には、生体情報やこどものデータ保護、第三者提供の在り方、AIやデータ利活用への対応等、国際的な動向や情報通信技術の進化を踏まえて、個人情報の保護と利活用のバランスを取る方向で検討を進めている。これらを踏まえた審査基準改訂に係る検討を行うとともに、改訂内容の審査員への周知徹底、改訂内容に則した審査手法の検討など個人情報の取扱いの実態を踏まえた制度運用の見直し等に着手する。

## 2 認定個人情報保護団体の活動

認定個人情報保護団体の対象事業者(2026年1月末日時点で10,238社)の個人情報に係る事故や苦情相談への対応、情報提供等を通じて認定個人情報保護団体の適切な運営を引き続き行う。

また、当協会は越境プライバシールール(以下、「CBPR」という。)システムを運営するアジア太平洋経済協力(APEC)及びグローバルCBPRフォーラム(以下、「GCBPR」という。)のアカウントビリティ・エージェント(AA)の認定を受けており、個人情報保護法第47条第3号業務としてCBPRシステム認証事業を引き続き推進する。なお、CBPRは日本政府が推進する国際的なプライバシー認証制度であるため、日本政府の方針に則り、GCBPRのワークショップ等に参加して連携を深め、国際的な協調に配慮し適切に対応する。また、国際的な個人情報保護制度等の動向を把握するとともにその影響等について検討を行い、政府における制度設計等に協力する事を目的として、情報収集や調査研究を推進する。

さらに、個人データの適正な取扱いや、プライバシーの保護を推進しつつ個人データの利活用を行う対象事業者への協力・支援等を行うため、事業者相談や有識者検討会を実施する。

## 3 デジタルトラストの推進

### (1) 電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関業務等

電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関として、電子署名に係る電子証明書を発行する特定認証業務の実地調査を行うとともに、デジタル庁からの委託を受けて、電子署名に関する問い合わせ対応等を行う。

### (2) JIPDEC トラステッド・サービス登録

2026年1月末日時点でのJIPDECトラステッド・サービス登録(以下、「JTS登録」という。)の件数は、認証局6件、電子証明書取扱業務55件(うち仕掛中1件)、リモート署名サービス1件、電子契約サービス1件であった。2026年度も引き続き、関係団体等と協力して、審査・登録件数の増加を図る。具体的には、JDTF(一般社団法人デジタルトラスト協議会)、OIDF-J(OpenIDファウンデーション・ジャパン)等の活動や電子契約サービスベンダー等のユーザ会をはじめとする諸会合においてJTS登録の信頼性を適切に伝え、登録取得を働きかける。これにより、認証局7件、リモート署名サービス2件への増加を目指すとともに、電子証明書取扱業務55件、電子契約サービス1件を維持する。

また、Verifiable Credential(VC)<sup>1</sup>等に基づく属性証明等のニーズに応えるため、国際標準、諸外国の政策、デジタル庁の施策等を踏まえつつ、JTS 登録(属性証明)(仮称)の提供開始に向けた登録基準を検討し、事業者のデジタルトラスト関連市場への新規参入を促す。

さらに、JTS 登録の意義を含めた適合性評価活動に関する情報発信、当協会が発行する電子文書への e シール付与等を行い、適合性評価機関としての認知度を高める。

諸外国の法制度や技術標準の変化に対応するため、JTS 登録の審査体制のさらなる強化に取り組む。具体的には、EU の eIDAS2.0 で求められる技術基準等に係る eIDAS/ETSI Auditor フォローアップ研修を行うとともに、審査スキルの維持・向上を図る。

### (3) 標準企業コード等の登録管理

1989 年から EDI(電子データ交換)に利用される標準企業コードの登録・管理を実施しており、2026 年 1 月末日時点で、37,120 件が登録(2025 年 1 月末日時点の 36,509 件から 611 件の増加)されている。また、1990 年から OSI(開放型システム間相互接続)に利用される OSI オブジェクト識別子の登録・管理を実施しており、2026 年 1 月末日時点で、138 社が登録されている。2026 年度も、関係団体と協力して、標準企業コード及び OSI オブジェクト識別子の一層の登録件数の増加を図る。

## 4 セキュリティマネジメントの推進

ISMS 適合性評価制度等の認定事業を実施する一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(ISMS-AC)との連携の下で、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)、AIMS(AI マネジメントシステム)をはじめとする情報マネジメントシステムの普及啓発、国際標準化等を推進する。

具体的には、既存の ISMS/ITSMS/BCMS/PIMS 適合性評価制度に関しては、引き続き Web サイトやユーザーズガイド等の普及コンテンツの改訂や普及セミナーの企画・実施を行う。加えて、ISMS-AC が新たに認定を開始した AIMS 適合性評価制度に関しては、ISMS-AC と協力し、AI システムの適切かつ信頼性の高い活用を支えるマネジメントシステムとして制度普及のためのコンテンツ作成、セミナー企画・運営を行う。

また、情報セキュリティ、サイバーセキュリティ及びプライバシー保護の国際標準化を行う ISO/IEC JTC 1/SC 27 の各種の活動及びそれらの国内委員会の活動に積極的に参画し、情報セキュリティ、プライバシー情報保護に係る適合性評価制度の健全な発展に貢献する。

## 5 次世代情報の利活用に関する調査研究

政府は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2025 年 6 月 13 日閣議決定)(以下、「重点計画」という。)を策定し、AI・デジタル技術の徹底活用と官民データ連携 (DFFT)の推進を通じ、行政手続きのオンライン完結、地域活性化、そして生活の質(Well-being) 向上を目指すとしている。当協会では重点計画に基づき、デジタル技術の社会実装を促進するために必要となるルール、ガバナンス、標準化等に関する国内外の動向等を調査し、産学官を交えた検討を取りまとめ、対外的に発信

---

<sup>1</sup> World Wide Web Consortium (W3C) が推奨する、デジタル資格情報に関する標準技術仕様。例えば、個人の卒業証明、資格、職歴等や、事業所の名称、所在地等の証明に用いられる。

を行う。

#### (1) ブロックチェーンに関する国際標準化支援

ブロックチェーン技術は暗号資産以外の領域でも社会実装が進められており、当協会は、2017年度より ISO/TC307 の国内審議団体を務めている。ISO/TC307 において、日本企業が国際標準化提案を行っていることから、当協会はそれらの提案の国際標準化に向けた支援を行っている。具体的には、ブロックチェーン上に権利情報を記載する国際標準化やブロックチェーンを使った工業製品の模倣品防止に関する国際標準化のため、国際会議への同行や各国との調整などに協力している。2026年度も引き続き、両提案が国際規格(ISO)に至れるよう規格提案者の国際会議参加や検討の支援を行う。

#### (2) メタバースの国際標準化に関する調査研究

コンピュータ技術は計算(CPU等)、格納(ハードディスク)、通信によって形成されている。計算はGPU等の登場によって進歩し、ハードディスクはクラウドの社会実装が進んでいる。今後、通信速度が進歩することによって、現実空間と情報空間が今まで以上に密接に繋がり、「メタバース」関連の社会実装が一層進むのではないかと考えられる。そこで、2024年度から当協会では、経済産業省・日本規格協会との連携の下で、日本規格協会の横断要素検討会傘下に当協会が研究会を設置し、産業界・学术界・標準化団体等とともに、メタバースにおいて、優先して国際標準化を進めるべき点について検討を行ってきた。2025年度はSC35において日本が提案している、メタバースの安心・安全を実現するためのサイバーフィジカルコンテンツにおけるアバター設定の国際標準化提案の支援を行った。2026年度も継続して規格提案者の国際会議参加及び検討の支援を行う。また、実空間と仮想空間のデータ連携技術の国際標準化に向けた検討会を新たに設置し、関係するステークホルダーを集め、メタバースに関する日本提案の国際標準規格案の取りまとめの支援を行う。

#### (3) 特定個人情報保護評価等自治体や民間企業の個人情報保護の取り組みに関する調査研究

当協会では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(いわゆるマイナンバー法)に示された特定個人情報保護評価に関して、番号法施行後の自治体が行う特定個人情報保護評価の第三者評価支援を行っている。また、民間におけるPIA(プライバシー影響評価: Privacy Impact Assessment)推進を支援(例:スマートシティにおけるPIA等)している。2026年度も活動を継続する。

#### (4) デジタルガバナンスに関する調査研究

プライバシーに関わる取り組みをコストと捉えるのではなく、経営戦略の一環として取り入れることで、消費者の信頼を得て、企業価値向上につなげる「プライバシーガバナンス」についての調査研究を推進する。昨今、AIの飛躍的な進歩や、Web3.0、NFT(代替不可能なトークン: Non-Fungible Token)、メタバース等の新しい技術やサービスの登場によって、プライバシーのみならず、セキュリティ、データ等に対するガバナンスも求められるようになってきている。2026年度は、こうした背景を踏まえ、デジタル社会における組織のガバナンスについての調査研究を継続し、積極的な対外発信を行う。なお、その実施にあたり、関連する政府施策等に積極的に取り組む。

## 6 協会広報を通じた認知度向上

協会全体の広報戦略を担い、各事業に関する情報を計画的かつ継続的に発信する。これにより、協会および各事業・役職員が有する専門性・信頼性を可視化し、「第三者認証制度の運営やデジタル関連施策を支える中核的な組織」としての認知の維持・向上および潜在的な関心層との接点創出を図る。特にプライバシーマーク制度については、制度の意義や活用メリット等の周知を強化し、認知向上・普及促進・取得につなげる。